

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

歯科技工士法施行規則の一部訂正について（通知）

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 71 号）が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、それに伴い「「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）（令和 4 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 61 号）」が発出されたところですが、同省令及び同通知について、原稿の一部に下記のとおり誤りがございましたので、別添により差し替えをお願いいたします。

記

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令 正誤表

正	(記録の作成及び保存) 第十五条 <u>開設者は、指示書による歯科技工ごとに、その記録を作成して三年間これを保存するものとする。</u>
誤	(記録の作成及び保存) 第十五条 <u>歯科技工士は、その業務を行つた場合には、その記録を作成して三年間これを保存するものとする。</u>

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知） 正誤表

正	第 2 制定の内容 (略) ○ <u>開設者は、指示書による歯科技工ごとに記録を作成し、保存するものとする。</u>
誤	第 2 制定の内容 (略) ○ 歯科技工士は、業務を行つた場合には記録を作成し、保存するものとする。

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 71 号）については、別紙のとおり令和 4 年 3 月 31 日に公布されました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

- 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号。以下「法」という。）は、歯科技工所について、「歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう」等と規定し、法第 21 条において開設者による届出義務や法第 23 条において管理者の義務等を規定している。また、歯科技工士法施行規則（昭和 30 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）は第 13 条において法第 21 条に規定する届出を行う事項を、第 13 条の 2 において歯科技工所が満たす必要のある構造設備基準を規定している。
- 今般、規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、コンピューターを用いて歯科技工物の設計や製作を行う CAD／CAM 装置等を用いた自宅等でのリモートワークが可能であることを明確化することとされたことを踏まえ、「歯科技工士の業務のあり方等に関する検討会」において、デジタル技術を活用した歯科技工等、歯科技工士の業務の在り方等に関して検討を行い、
 - ・ リモートワークを行う者は、歯科技工所で業務に従事する歯科技工士であること
 - ・ リモートワークにより行うことができる歯科技工は一定の範囲に限られること
 - ・ 業務を適切に管理するため、歯科技工録の作成が必要であること等の方向性が示されたところ。これを踏まえ、規則について所要の改正を行う。

第 2 制定の内容

- 歯科技工所の届出事項として、リモートワークを行う者等を追加する。
- 歯科技工所の構造設備基準として、リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じていることを追加する。
- 開設者は、指示書による歯科技工ごとに記録を作成し、保存するものとする。
- その他所要の改正を行う。

第 3 施行期日

- 施行期日：令和 4 年 4 月 1 日（ただし、目次の改正規定（「・第 13 条」を「―第 14 条」に改める部分を除く。）及び本則に 1 章を加える改正規定は令和 5 年 4 月 1 日）